

◎農業用廃プラスチックの処理について

公益社団法人山梨県農業用廃プラスチックセンターが、雪害対応で通常受付より回数を増やし対応しています。(3月19日現在)

個人が直接、センターに農業用廃プラスチックを持ち込む場合、当面の間、次のとおりとなります。

○収集日、受付・・・月曜日～金曜日(祝日は除く)

○時間・・・午前8時30分～11時30分
午後1時～4時30分

リサイクル処理できる廃資材・・・無料

農ビ(糸入りでないもの)ポリ、サクビ、ポリ鉢、トレー等

リサイクルできない廃資材・・・有料(回収袋の購入)

マルチ・シート類、ネット類、劣化や汚れのひどいビニール等
廃プラ回収袋(JAで販売1枚500円)に入れる

お問い合わせ先

公益社団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター
Tel.055-284-0938

◎大雪被害相談窓口を開設しています

県では、農業被害への支援の相談窓口を農業技術課、各地域普及センター、各技術普及センターに開設しています。

農作物の栽培や、飼養管理技術のこと、被災した施設の撤去や修繕、再建、各種の支援事業や、融資のことなど、農家、農業者の様々なご相談に対応しています。

相談窓口と連絡先電話番号

山梨県農政部農業技術課	Tel.055-223-1616
中北地域普及センター	Tel.0551-23-3291
峡東地域普及センター	Tel.0553-20-2830
峡南地域普及センター	Tel.055-240-4131
富士・東部地域普及センター	Tel.0554-45-7832
総合技術普及センター	Tel.0551-28-2933
果樹技術普及センター	Tel.0553-22-1922
畜産技術普及センター	Tel.055-273-6441

なお、農作物の雪害対策関連情報は、県、市町村、JAのホームページや配布資料などでも随時提供しています。ご利用ください。

山梨県普及センターだより号外

An Extra Yamanashi Agricultural Extension Service Information

■編集/発行 山梨県総合農業技術センター ■住所 甲斐市下今井1100 〒400-0105
■Tel.0551-28-2496 ■Fax.0551-28-4909 ■URL.http://www.pref.yamanashi.jp/sounou-gjt/
■E-mail.sounou-gjt@pref.yamanashi.lg.jp

平成26年
3月19日発行

平成26年2月の二度にわたる大雪で、被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。
普及センターでは、農業者の営農再開を支援させて頂くための諸情報を収集した号外を発刊します。

雪害緊急対策関連の補助事業や融資のおしらせ

◎施設の撤去や復旧に関する支援対策の概要

1. 農業ハウス等を撤去するとき(施設倒壊対策)

(1) 被災した農業施設等の撤去(解体)経費を支援します。
撤去(解体)の支援にはつぎの二通りの方法があります。

- ①環境省の事業で、市町村が事業主体となり大雪の災害で発生した廃棄物の収集・運搬処分を一括して実施します。(災害等廃棄物処理事業)
事業実施主体・・・市町村 補助率・・・10/10(国、市町村が負担)
- ②農林水産省の事業で、つぎの実施主体が自ら撤去を行う場合、負担がないよう標準的な撤去費の範囲内で助成します。(被災農業者向け経営体育成支援事業)
助成対象者・・・農業者等 補助率・・・10/10(国、県、市町村が負担)

※すでに施設の撤去を進めている場合。速やかに再建に取りかかる場合にはこちらの事業が対象になります。

被災施設の撤去経費に基準単価が設定され一定の経費の範囲内での助成となります。
※畜舎・鶏舎、農機具庫等の撤去も対象。県や市町村にお問い合わせください。

(2) 制度資金で建てた施設が倒壊したとき

- ①被災で制度資金の一括返済を必要とする場合に借換した資金を無利子とします。
(償還円滑化緊急借換資金)
限度額・・・2,000万円または償還残高のいずれか低い額
償還期限・・・15年以内(うち据置7年以内) 貸付利率・・・無利子(保証料負担なし)

2. 農業ハウス等を復旧するとき(施設倒壊対策)

(1) 農業用施設の復旧の負担を最小にし、必要資金を無利子で融資します。

- ①大雪による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物生産施設の復旧等の経費を助成します。
助成対象者・・・農業者等 補助率・・・9/10以内(国、県、市町村が負担)
- ②上記事業で復旧する場合、必要な資金を無利子で融資が受けられます。
(農業施設復旧支援対策資金)
限度額・・・個人2,000万円(含む畜舎5,000万円) 法人3億円
償還期限・・・25年以内(うち据置10年以内) 貸付利率・・・無利子(保証料の負担なし)

- (2) JAが貸し出す低コスト耐候性ハウスの整備に対する補助をします。
(被災ハウス栽培復旧事業) 農業者は共同出荷・管理等を前提にJAの施設を借りられます。
- (3) JAが整備した低コスト耐候性ハウスを借り受ける賃借料を軽減します。
(被災ハウス復旧支援事業)
補助対象者…被災ハウス栽培復旧事業で整備した施設を借り受ける農家 補助率…1/3以内

3. 損傷による代わりの種苗を購入するとき (樹木・損傷対策)

- (1) 果樹の改植・補植のための伐採や苗木の購入、果樹棚の設置への支援。
(果樹経営支援対策事業) 補助率1/2 ※(公社)山梨県青果物経営安定基金協会扱い
- (2) 果樹の改植に伴う未収益期間に必要な肥料代等の育成費を支援。
(果樹未収益期間支援事業)5万円/10a×4年間 ※(公社)山梨県青果物経営安定基金協会扱い
- (3) 倒壊したハウス内の果樹の改植・補植のための苗木代を支援します。
(改植用果樹苗木購入事業) 補助率…購入費の2/3(県1/3 市町村1/3)
- (4) 損壊したハウスの栽培再開のため栽培期間の長い洋ランやバラの種苗代を支援します。
(花きハウス栽培種苗購入事業) 補助率…購入費の2/3(県1/3 市町村1/3)

4. 制度資金の利用者が被災し返済期間の猶予が必要になったとき (減収対策)

- (1) 近代化資金の償還を先延ばしてして負担を軽減します。
(被災農業者リスクスケジュール資金利子助成) 限度額…2,000万円
償還期限…据置3年以内+既往資金の残存償還年以内 貸付利率…無利子(保証料の負担なし)
- (2) すでに投資した被覆資材や燃油、肥料などの経費の支払いにお困りの時。
(雪害対策経営安定化支援資金) 限度額…200万円
償還期限…5年以内(うち据置1年以内) 貸付利率…無利子(保証料の負担なし)
※雪害関連事業や融資等の詳細は普及センターや農務事務所、市町村、JAにお問い合わせください。
※この融資・補助事業の内容は、3月10日に県が開催した説明会時点の情報であります。実施に当たっては直近の情報での確認をお願いします。
※栽培や飼養管理技術情報は、随時提供しておりますので県及び市町村、JAのホームページや、配付資料をご覧ください。

◎雪害緊急対策補助事業の実施や融資には確認書類等が必要になります

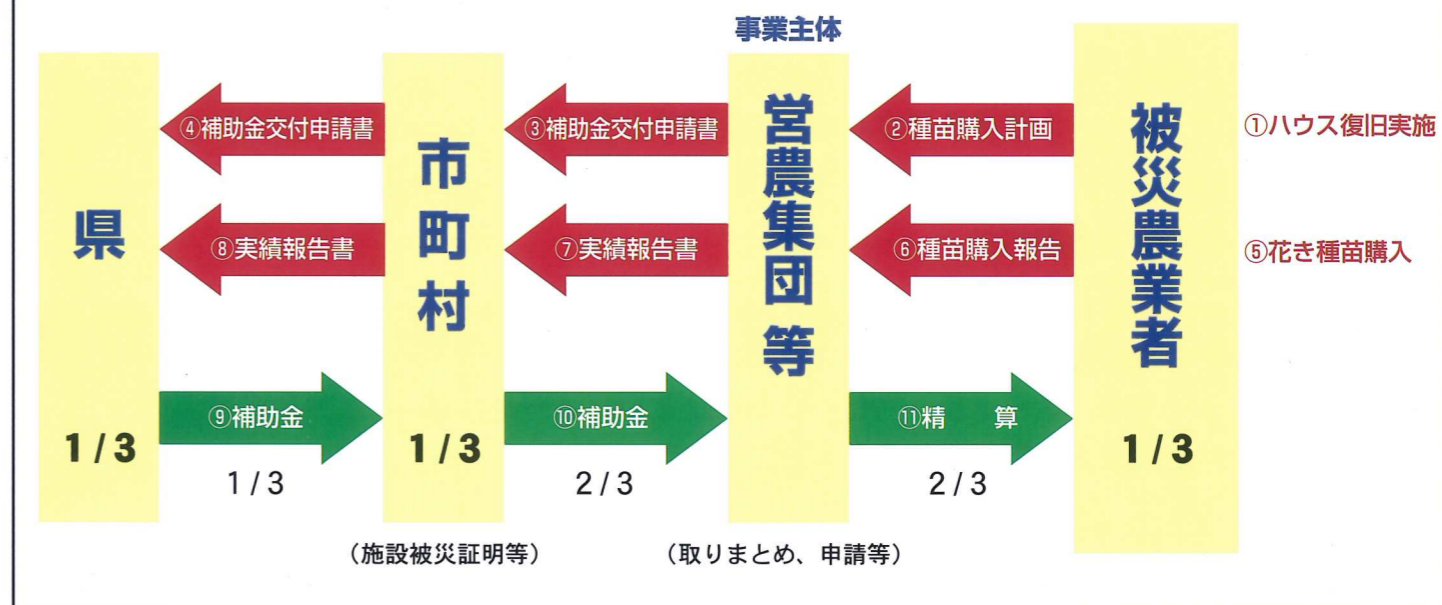
- 大雪により施設等が被災したことを証明するもの
被災現場写真、施設の規模を示す書面、市町村が認定する被害認定書 など
- 施設の撤去(解体)や修復にあたり費用を証明するもの
上記1資料に加え、施工業者の見積書(複数)、工事日誌(自力撤去)、人件費を証明する書類(自力撤去)、納品書(自力撤去)請負契約書、請求書 など
- 補助事業で施設を整備、再建するとき
上記1と2に加え 再建施設や付帯施設の見積書、設計書、所定の事業実施計画書 など
※事業の実施に当たっては、事業を所管する県や市町村等との連携をとり進めてください。

◎施設の解体撤去・再建には注意が必要です

大雪の被害が県内外で多く発生し、作業員や資材が不足しています。このため通常の施工価格を上回る見積額を提示する例もあるかもしれません。
複数の登録・許可業者から見積書入手したり、生産組織や集団で対応するようにしましょう。

参考 補助事業の事務処理の流れの一例をお知らせします

○花きハウス栽培種苗購入事業費補助金の基本的な流れ



※事業には、市町村単独事業、県単独事業、国庫補助事業、直接採択事業などがあります。
※事業により実施主体には、市町村、農業者、生産集団、農業法人、農業団体等があり、実施要綱・要領により進められます。

参考 農業災害対策資金の流れをお知らせします

貸し付け、利子補給金交付の流れ

